

国立大学法人富山大学に勤務する変形労働時間制を適用する職員の労働時間に関する細則

平成 27 年 3 月 25 日制定
平成 29 年 3 月 6 日改正
平成 29 年 11 月 1 日改正
令和元年 7 月 1 日改正
令和 2 年 8 月 4 日改正
令和 3 年 11 月 24 日改正
令和 4 年 1 月 11 日改正
令和 4 年 3 月 22 日改正
令和 4 年 6 月 28 日改正
令和 5 年 1 月 24 日改正
令和 5 年 3 月 22 日改正
令和 5 年 10 月 24 日改正
令和 6 年 2 月 13 日改正
令和 6 年 3 月 26 日改正
令和 7 年 1 月 14 日改正
令和 7 年 3 月 11 日改正

(総則)

第 1 条 この細則は、国立大学法人富山大学に勤務する職員の労働時間、休暇等に関する規則（以下「規則」という。）第 6 条第 4 項の規定に基づき、富山大学に勤務する変形労働時間制を適用する職員の始業時刻、終業時刻及び休憩時間について定める。

(始業時刻、終業時刻及び休憩時間)

第 2 条 変形労働時間制を適用する職員の始業時刻、終業時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。ただし、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ、又は繰り下げることがある。なお、1 日の労働時間を決定するにあたり、2 つ以上の勤務パターンを組み合わせることがある。

(1) 附属病院検査・輸血細胞治療部に勤務する臨床検査技師（規則第 6 条第 1 項関係）

始業時刻及び終業時刻		休憩時間
A	始業時刻	午前 11：00 ～ 午後 0：00
	午前 6：45	
	終業時刻	
	午後 3：30	
B	始業時刻	午前 11：30 ～ 午後 0：30
	午前 7：30	
	終業時刻	
	午後 4：15	
C	始業時刻	午前 11：00 ～ 午後 0：00
	午前 8：00	

終業時刻	午後 4 : 45	
D		
始業時刻	午前 8 : 30	午後 0 : 00 ～ 午後 1 : 00
終業時刻	午後 5 : 15	
E		
始業時刻	午前 8 : 30	午後 0 : 30 ～ 午後 1 : 30
終業時刻	翌日午前 8 : 30	午後 7 : 30 ～ 午後 8 : 00 午後 11 : 00 ～ 翌日午前 6 : 00
F		
始業時刻	午後 5 : 15	午後 7 : 30 ～ 午後 8 : 00
終業時刻	翌日午前 8 : 30	午後 11 : 00 ～ 翌日午前 6 : 00
G		
始業時刻	午後 4 : 00	午後 8 : 00 午後 8 : 30
終業時刻	翌日午前 9 : 00	午前 0 : 15 ～ 午前 0 : 45 午前 4 : 45 ～ 午前 5 : 15
H		
始業時刻	午後 0 : 15	午後 3 : 45 ～ 午後 4 : 45
終業時刻	午後 9 : 00	

(2) 附属病院放射線部に勤務する診療放射線技師（規則第6条第1項関係）

始業時刻及び終業時刻		休憩時間
A		
始業時刻	午前 8 : 30	午後 0 : 00 ～ 午後 1 : 00
終業時刻	午後 5 : 15	
B		
始業時刻	午前 8 : 00	午後 0 : 00 ～ 午後 1 : 00
終業時刻	午後 4 : 45	
C—1		
始業時刻	午前 8 : 30	午後 0 : 00 ～ 午後 1 : 00
終業時刻	翌日午前 8 : 30	午後 5 : 15 ～ 午後 5 : 30 午後 10 : 45 ～ 翌日午前 6 : 00
C—2		
始業時刻	午前 8 : 30	午後 0 : 00 ～ 午後 1 : 00
終業時刻	午後 10 : 45	午後 5 : 15 ～ 午後 5 : 30
C—3		
始業時刻	午後 5 : 15	午後 7 : 15 ～ 午後 7 : 30
終業時刻	午後 10 : 45	
C—4		
始業時刻	午前 6 : 00	—
終業時刻	午前 8 : 30	
D		
		午後 7 : 30 ～ 午後 8 : 15

始業時刻	午後 3 : 30	午前 0 : 00	～	午前 0 : 30
終業時刻	翌日午前 9 : 00	午前 4 : 30	～	午前 5 : 15
E				
始業時刻	午後 5 : 15	午後 7 : 15	～	午後 7 : 30
終業時刻	翌日午前 8 : 30	午後 10 : 45	～	翌日午前 6 : 00

(3) 附属病院薬剤部に勤務する薬剤師（規則第 6 条第 1 項関係）

始業時刻及び終業時刻		休憩時間	
A			
始業時刻	午前 8 : 30	午後 0 : 00	～ 午後 1 : 00
終業時刻	午後 5 : 15		
B			
始業時刻	午前 8 : 30	午後 1 : 00	～ 午後 2 : 00
終業時刻	午後 5 : 15		
C			
始業時刻	午後 5 : 15	午後 5 : 30	～ 午後 5 : 45
終業時刻	翌日午前 8 : 30	午後 9 : 15	～ 午後 10 : 00
		午前 0 : 00	～ 午前 6 : 30

(4) 附属病院医療機器管理センターに勤務する臨床工学技士（規則第 6 条第 1 項関係）

始業時刻及び終業時刻		休憩時間	
A			
始業時刻	午前 8 : 00	午前 11 : 30	～ 午後 0 : 30
終業時刻	午後 4 : 45		
B			
始業時刻	午前 8 : 30	午後 0 : 00	～ 午後 1 : 00
終業時刻	午後 5 : 15		
C			
始業時刻	午前 10 : 00	午後 1 : 30	～ 午後 2 : 30
終業時刻	午後 6 : 45		
D			
始業時刻	午前 11 : 00	午後 2 : 30	～ 午後 3 : 30
終業時刻	午後 7 : 45		
E			
始業時刻	午後 1 : 00	午後 4 : 30	～ 午後 5 : 30
終業時刻	午後 9 : 45		
F			
始業時刻	午後 3 : 00	午後 6 : 30	～ 午後 7 : 30
終業時刻	午後 11 : 45		

(5) 附属病院災害・救命センターに勤務する救急救命士（規則第6条第1項関係）

始業時刻及び終業時刻		休憩時間
A		
始業時刻	午前 8 : 30	午後 0 : 00 ～ 午後 1 : 00
終業時刻	午後 5 : 15	
B		
始業時刻	午後 1 : 00	午後 4 : 30 ～ 午後 5 : 30
終業時刻	午後 9 : 45	

(6) 附属病院に配置される医学系の教員のうち医学系長が指名する者及び附属病院に勤務する特命診療助手（規則第6条第1項関係）

始業時刻及び終業時刻		休憩時間
A－1		
始業時刻	午前 7 : 00	午前 11 : 00 ～ 午後 0 : 00
終業時刻	午後 3 : 45	
A－2		
始業時刻	午前 8 : 00	午後 0 : 00 ～ 午後 1 : 00
終業時刻	午後 4 : 45	
A－3		
始業時刻	午前 8 : 30	午後 0 : 30 ～ 午後 1 : 30
終業時刻	午後 5 : 15	
A－4		
始業時刻	午前 10 : 00	午後 2 : 00 ～ 午後 3 : 00
終業時刻	午後 6 : 45	
A－5		
始業時刻	午前 11 : 45	午後 3 : 45 ～ 午後 4 : 45
終業時刻	午後 8 : 30	
A－6		
始業時刻	午後 0 : 00	午後 4 : 00 ～ 午後 5 : 00
終業時刻	午後 8 : 45	
A－7		
始業時刻	午後 1 : 00	午後 5 : 00 ～ 午後 6 : 00
終業時刻	午後 9 : 45	
A－8		
始業時刻	午後 5 : 00	午後 9 : 00 ～ 午後 10 : 00
終業時刻	翌日午前 1 : 45	
A－9		
		午後 0 : 30 ～ 午後 6 : 15

始業時刻	午前 8 : 30	
終業時刻	午後 10 : 00	
B - 1		
始業時刻	午前 8 : 30	—
終業時刻	午後 0 : 30	
B - 2		
始業時刻	午後 1 : 00	—
終業時刻	午後 5 : 00	
B - 3		
始業時刻	午後 6 : 00	—
終業時刻	午後 10 : 00	
C - 1		
始業時刻	午前 8 : 00	午後 0 : 30 ~ 午後 1 : 30
終業時刻	午後 9 : 00	午後 5 : 30 ~ 午後 6 : 00
C - 2		
始業時刻	午後 5 : 00	午後 9 : 30 ~ 午後 10 : 30
終業時刻	翌日午前 6 : 00	翌日午前 2 : 30 ~ 翌日午前 3 : 00
C - 3		
始業時刻	午後 5 : 30	午後 10 : 00 ~ 午後 11 : 00
終業時刻	翌日午前 6 : 30	翌日午前 3 : 00 ~ 翌日午前 3 : 30
D - 1		
始業時刻	午前 8 : 30	—
終業時刻	午前 9 : 30	
D - 2		
始業時刻	午後 1 : 00	—
終業時刻	午後 2 : 00	
D - 3		
始業時刻	午後 6 : 00	—
終業時刻	午後 7 : 00	
E - 1		
始業時刻	午前 8 : 30	—
終業時刻	午前 9 : 45	
E - 2		
始業時刻	午後 1 : 00	—
終業時刻	午後 2 : 15	
E - 3		
始業時刻	午後 6 : 00	—
終業時刻	午後 7 : 15	

F－1		
始業時刻	午前 8：30	—
終業時刻	午前 10：00	
F－2		
始業時刻	午後 1：00	—
終業時刻	午後 2：30	
F－3		
始業時刻	午後 6：00	—
終業時刻	午後 7：30	
G－1		
始業時刻	午前 8：30	—
終業時刻	午前 10：30	
G－2		
始業時刻	午後 1：00	—
終業時刻	午後 3：00	
G－3		
始業時刻	午後 6：00	—
終業時刻	午後 8：00	
H－1		
始業時刻	午前 8：30	—
終業時刻	午前 11：30	
H－2		
始業時刻	午後 1：00	—
終業時刻	午後 4：00	
H－3		
始業時刻	午後 6：00	—
終業時刻	午後 9：00	
I－1		
始業時刻	午前 8：30	—
終業時刻	午後 1：30	
I－2		
始業時刻	午後 1：00	—
終業時刻	午後 6：00	
I－3		
始業時刻	午後 6：00	—
終業時刻	午後 11：00	
J－1		
始業時刻	午前 8：30	午前 11：30 ～ 午後 0：30
終業時刻	午後 3：30	

J－2		
始業時刻	午後 1：00	午後 4：00 ～ 午後 5：00
終業時刻	午後 8：00	
J－3		
始業時刻	午後 6：00	午後 9：00 ～ 午後 10：00
終業時刻	翌日午前 1：00	
K－1		
始業時刻	午前 8：30	午後 0：30 ～ 午後 1：30
終業時刻	午後 4：30	
K－2		
始業時刻	午後 1：00	午後 5：00 ～ 午後 6：00
終業時刻	午後 9：00	
K－3		
始業時刻	午後 6：00	午後 10：00 ～ 午後 11：00
終業時刻	翌日午前 2：00	
L－1		
始業時刻	午前 8：30	午後 0：30 ～ 午後 1：30
終業時刻	午後 5：30	
L－2		
始業時刻	午後 1：00	午後 5：00 ～ 午後 6：00
終業時刻	午後 10：00	
L－3		
始業時刻	午後 6：00	午後 10：00 ～ 午後 11：00
終業時刻	翌日午前 3：00	
M－1		
始業時刻	午前 8：30	午後 0：30 ～ 午後 1：30
終業時刻	午後 6：30	
M－2		
始業時刻	午後 1：00	午後 5：00 ～ 午後 6：00
終業時刻	午後 11：00	
M－3		
始業時刻	午後 6：00	午後 10：00 ～ 午後 11：00
終業時刻	翌日午前 4：00	
N－1		
始業時刻	午前 8：30	午後 1：00 ～ 午後 2：00
終業時刻	午後 7：30	
N－2		
始業時刻	午後 1：00	午後 5：30 ～ 午後 6：30
終業時刻	午前 0：00	

N－3		
始業時刻	午後 6：00	午後 10：30 ～ 午後 11：30
終業時刻	翌日午前 5：00	
O－1		
始業時刻	午前 8：30	午後 0：30 ～ 午後 1：30
終業時刻	午後 9：00	午後 5：30 ～ 午後 6：00
O－2		
始業時刻	午後 1：00	午後 5：00 ～ 午後 6：00
終業時刻	翌日午前 1：30	午後 10：00 ～ 午後 10：30
O－3		
始業時刻	午後 6：00	午後 10：00 ～ 午後 11：00
終業時刻	翌日午前 6：30	翌日午前 3：00 ～ 翌日午前 3：30
P－1		
始業時刻	午前 8：30	午後 0：30 ～ 午後 1：30
終業時刻	午後 10：00	午後 5：30 ～ 午後 6：00
P－2		
始業時刻	午後 1：00	午後 5：00 ～ 午後 6：00
終業時刻	翌日午前 2：30	午後 10：00 ～ 午後 10：30
P－3		
始業時刻	午後 6：00	午後 10：00 ～ 午後 11：00
終業時刻	翌日午前 7：30	翌日午前 3：00 ～ 翌日午前 3：30
Q－1		
始業時刻	午前 8：30	午後 1：00 ～ 午後 2：00
終業時刻	午後 11：30	午後 6：30 ～ 午後 7：30
Q－2		
始業時刻	午後 1：00	午後 5：30 ～ 午後 6：30
終業時刻	翌日午前 4：00	午後 11：00 ～ 午前 0：00
Q－3		
始業時刻	午後 6：00	午後 10：30 ～ 午後 11：30
終業時刻	翌日午前 9：00	翌日午前 4：00 ～ 翌日午前 5：00
R－1		
始業時刻	午前 8：00	午後 0：00 ～ 午後 1：00
終業時刻	午後 5：00	
R－2		
始業時刻	午後 5：00	午後 9：30 ～ 午後 10：30
終業時刻	翌日午前 8：00	翌日午前 3：00 ～ 翌日午前 4：00
R－3		
始業時刻	午前 6：00	—
終業時刻	午後 0：00	

R－4		
始業時刻	午後 0：00	—
終業時刻	午後 6：00	
R－5		
始業時刻	午後 6：00	—
終業時刻	翌日午前 0：00	
R－6		
始業時刻	午前 0：00	—
終業時刻	午前 6：00	
R－7		
始業時刻	午前 6：00	午前 11：30 ～ 午後 0：30
終業時刻	午後 6：00	
R－8		
始業時刻	午後 0：00	午後 5：30 ～ 午後 6：30
終業時刻	午前 0：00	
R－9		
始業時刻	午後 6：00	午後 11：30 ～ 翌日午前 0：30
終業時刻	翌日午前 6：00	
R－10		
始業時刻	午前 0：00	午前 5：30 ～ 午前 6：30
終業時刻	午後 0：00	

(7) 附属病院看護部に勤務する医療系技術職員（規則第6条第2項関係）

始業時刻及び終業時刻		休憩時間
A		
始業時刻	午前 7：00	午前 11：00 ～ 午後 0：00
終業時刻	午後 3：45	
B		
始業時刻	午前 7：50	午前 11：50 ～ 午後 0：50
終業時刻	午後 4：35	
C		
始業時刻	午前 8：00	午後 0：00 ～ 午後 1：00
終業時刻	午後 3：45	
D		
始業時刻	午前 8：00	午後 0：00 ～ 午後 1：00
終業時刻	午後 4：45	
E		
始業時刻	午前 8：30	午後 0：00 ～ 午後 1：00

終業時刻	午後 3 : 15	
F		
始業時刻	午前 8 : 30	午後 0 : 30 ～ 午後 1 : 30
終業時刻	午後 4 : 15	
G		
始業時刻	午前 8 : 30	午後 0 : 30 ～ 午後 1 : 30
終業時刻	午後 5 : 15	
H		
始業時刻	午前 8 : 30	午後 0 : 15 ～ 午後 1 : 00
終業時刻	午後 7 : 30	午後 5 : 00 ～ 午後 5 : 30
I		
始業時刻	午前 9 : 00	午後 1 : 00 ～ 午後 2 : 00
終業時刻	午後 5 : 45	
J		
始業時刻	午前 9 : 30	午後 1 : 30 ～ 午後 2 : 30
終業時刻	午後 6 : 15	
K		
始業時刻	午前 10 : 00	午後 2 : 00 ～ 午後 3 : 00
終業時刻	午後 6 : 45	
L		
始業時刻	午前 11 : 00	午後 3 : 00 ～ 午後 4 : 00
終業時刻	午後 7 : 45	
M		
始業時刻	午後 0 : 00	午後 4 : 00 ～ 午後 5 : 00
終業時刻	午後 8 : 45	
N		
始業時刻	午後 1 : 00	午後 5 : 00 ～ 午後 6 : 00
終業時刻	午後 9 : 45	
O		
始業時刻	午後 3 : 00	午後 7 : 00 ～ 午後 8 : 00
終業時刻	午後 11 : 45	
P		
始業時刻	午後 3 : 15	午後 7 : 15 ～ 午後 8 : 15
終業時刻	翌日午前 0 : 00	
Q		
始業時刻	午後 3 : 30	午後 7 : 30 ～ 午後 8 : 30
終業時刻	翌日午前 0 : 15	
R		
始業時刻	午後 3 : 30	午後 7 : 30 ～ 午後 8 : 15 午前 0 : 00 ～ 午前 0 : 30

終業時刻	翌日午前 9 : 00	午前 4 : 30	～	午前 5 : 15
S		午後 9 : 15	～	午後 10 : 00
始業時刻	午後 5 : 30	午前 0 : 00	～	午前 0 : 30
終業時刻	翌日午前 9 : 00	午前 4 : 30	～	午前 5 : 15
T				
始業時刻	午後 11 : 00	午前 3 : 00	～	午前 3 : 30
終業時刻	翌日午前 9 : 00	午前 6 : 45	～	午前 7 : 30
U				
始業時刻	午前 0 : 00	午前 3 : 00	～	午前 3 : 30
終業時刻	午前 8 : 45	午前 6 : 00	～	午前 6 : 30

(8) 附属病院栄養部栄養管理室に勤務する技能系職員（規則第 6 条第 2 項関係）

始業時刻及び終業時刻		休憩時間	
A			
始業時刻	午前 6 : 00	午後 0 : 00	～ 午後 1 : 00
終業時刻	午後 2 : 45		
B			
始業時刻	午前 7 : 30	午後 0 : 00	～ 午後 1 : 00
終業時刻	午後 4 : 15		
C			
始業時刻	午前 8 : 30	午後 0 : 00	～ 午後 1 : 00
終業時刻	午後 5 : 15		
D			
始業時刻	午前 10 : 00	午後 0 : 00	～ 午後 1 : 00
終業時刻	午後 6 : 45		

(9) 教育学部附属幼稚園の教員（規則第 6 条第 3 項関係）

始業時刻及び終業時刻		休憩時間	
A			
始業時刻	午前 8 : 20	午後 0 : 15	～ 午後 0 : 45
終業時刻	午後 5 : 05	午後 3 : 00	～ 午後 3 : 30
		(園児休業日)	
B		午後 0 : 00	～ 午後 1 : 00
始業時刻	午前 8 : 00		
終業時刻	午後 4 : 45		
C			
始業時刻	午前 7 : 30		
終業時刻	午後 4 : 15		

D		
始業時刻	午前 8 : 30	午後 0 : 00 ～ 午後 1 : 00
終業時刻	午後 4 : 30	
E		
始業時刻	午前 9 : 00	
終業時刻	午後 4 : 30	
F		
始業時刻	午前 8 : 20	午後 0 : 15 ～ 午後 0 : 45 午後 3 : 30 ～ 午後 4 : 00 (園児休業日) 午後 0 : 00 ～ 午後 1 : 00
終業時刻	午後 6 : 20	
G		
始業時刻	午前 8 : 00	
終業時刻	午後 5 : 15	
H		
始業時刻	午前 8 : 20	
終業時刻	午後 5 : 50	

(10) 教育学部附属小学校の教員（規則第 6 条第 3 項関係）

始業時刻及び終業時刻		休憩時間
A		
始業時刻	午前 8 : 15	午後 1 : 05 ～ 午後 1 : 25 午後 4 : 00 ～ 午後 4 : 40 (児童休業日) 午後 0 : 00 ～ 午後 1 : 00
終業時刻	午後 5 : 00	
B		
始業時刻	午前 8 : 15	
終業時刻	午後 6 : 00	
C		
始業時刻	午前 8 : 15	
終業時刻	午後 6 : 30	
D		
始業時刻	午前 8 : 15	
終業時刻	午後 7 : 00	
E		
始業時刻	午前 9 : 00	午後 0 : 00 ～ 午後 1 : 00
終業時刻	午後 4 : 00	
F		
始業時刻	午前 6 : 00	午前 11 : 00 ～ 午後 0 : 00
終業時刻	午後 1 : 00	

(11) 教育学部附属特別支援学校の教員（規則第6条第3項関係）

始業時刻及び終業時刻		休憩時間
A	始業時刻	小学校部教員 午後 2 : 45 ～ 午後 3 : 45 上記以外
	終業時刻	
B	始業時刻	午後 0 : 35 ～ 午後 0 : 50 午後 3 : 00 ～ 午後 3 : 45 (児童生徒休業日)
	終業時刻	
C	始業時刻	午後 0 : 00 ～ 午後 1 : 00
	終業時刻	
D	始業時刻	午後 0 : 00 ～ 午後 1 : 00
	終業時刻	
E	始業時刻	小学校部教員 午後 2 : 45 ～ 午後 3 : 45 上記以外 午後 0 : 35 ～ 午後 0 : 50 午後 3 : 00 ～ 午後 3 : 45
	終業時刻	
F	始業時刻	午後 0 : 00 ～ 午後 1 : 00
	終業時刻	

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 2 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 3 年 11 月 24 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 4 年 1 月 11 日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年6月28日から施行する。ただし、第2条第9号及び第10号の改正規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和5年1月24日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。(令和6年2月13日改正附則)

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年2月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。